

広島市告示第415号
令和7年8月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和7年8月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別 紙)

区 分	下 水 を 排 除 す る 区 域		排 水 施 設 の 方 式
	区 名	町 名	
汚 水 及 び 雨 水 を 排 除	東 区	牛 田 南 二 丁 目 の 一 部	分 流
	安 佐 南 区	東 野 三 丁 目 の 一 部	
	佐 伯 区	五 日 市 中 央 四 丁 目 の 一 部	
汚 水 を 排 除	安 佐 南 区	八 木 九 丁 目 、 東 野 三 丁 目 、 上 安 六 丁 目 、 高 取 南 一 丁 目 及 び 伴 東 七 丁 目 の 各 一 部	
	安 佐 北 区	狩 留 家 町 及 び 深 川 七 丁 目 の 各 一 部	
	佐 伯 区	五 日 市 町 大 字 上 河 内 の 一 部	

広島市告示第416号
令和7年8月20日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和7年8月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別 紙)

下 水 を 処 理 す る 区 域		終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	
東 区	牛田南二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	八木九丁目、東野三丁目、上安六丁目、高取南一丁目及び伴東七丁目の各一部	
安佐北区	狩留家町及び深川七丁目の各一部	
佐伯区	五日市町大字上河内及び五日市中央四丁目の各一部	